

農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書

J A岩手県グループでは、昨年11月に開催された第44回J A岩手県大会において、「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「結びつき強化」を基本目標として、自己改革に取り組むことが決議された。J A単位組織では、～時代環境の変化に挑戦し「新たな芽」を育てよう～をスローガンに平成28年度を初年度とする第5次中期3ヶ年計画を策定し、創造的自己改革の実践にまい進しているところである。

このような中、11月11日に政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループが、農業改革に関する提言を公表した「農協改革に関する意見」は、①J A全農の農産物委託販売を廃止し全量買い取り販売に転換する②信用事業を営むJ Aを3年後に半減するなど、一方的な内容となっている。

これは、組合員が組織し、運営するJ Aの事業・組織の在り方への過剰な介入と言わざるを得ず、全農経済事業やJ A信用事業の機能と役割を無視した不当な内容であり、組織の弱体化を狙った暴論と言わざるを得ない。

また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」では、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止など、需給調整の混乱を招く恐れがある内容となっており、生産現場は不安と憤りを抱えている。

については、政府が現在進めようとしている農協改革・指定生乳生産者団体制度の見直しは認められない。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、組合員のための協同組合として自主性を損なうことがないように、不当な介入は行わないこと。
- 2 指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

岩手県住田町議会

議長 菊池 孝

様

意見書を提出する機関

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 山本有二様